(仮称)新宿区産業振興基本条例に関する 提言書 (案)

平成22年(2010)8月

(仮称)新宿区産業振興基本条例に関する懇談会

(仮称)新宿区産業振興基本条例に関する懇談会は、平成21年(2009)10月に設置され、産業振興に関する基本的考え方を示す(仮称)新宿区産業振興基本条例の制定に向けた検討を行ってきました。

新宿区基本構想及び総合計画では、「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」をめざすまちの姿とし、これを産業振興面で実現していくための個別目標として、「新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち」「ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち」を掲げています。さらに、区は平成20年(2008)3月に産業振興の「ビジョン」と「戦略」を示す「新宿区産業振興プラン」を策定し、中小企業支援、商店街活性化支援、文化創造産業支援などの施策に取り組んでいます。

(仮称)新宿区産業振興基本条例は、こうした産業振興施策を持続的、体系的に実施し、 区をはじめとする産業振興の担い手のそれぞれの役割を明確化し、地域経済の活性化を実 現していくための指針となるものです。(仮称)新宿区産業振興基本条例に関する懇談会は、 区民・企業・学識経験者・商店会・産業関連団体・金融機関等からなる委員 13 名で構成 し、産業振興の方向性、産業の位置づけ、産業が活性化するための環境など様々な視点か ら、幅広い議論を行い、(仮称)新宿区産業振興基本条例について検討を重ねてきました。 このたび、懇談会での検討を踏まえ、(仮称)新宿区産業振興基本条例に関する考えを提 言として取りまとめましたので、ここに新宿区長に提出いたします。

> (仮称)新宿区産業振興基本条例に関する懇談会 会長 植田 浩史

目 次

第	1	章 産業	美振興基本条例とは何か・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	1	産業⋅⋅	
	2	(仮称)新宿区産業振興基本条例
第	2	章 新宿	gのまちと産業
	1	新宿σ)まちのすがた
	2	新宿区	【の産業
	3	新宿区	【の産業振興施策······
	4)まちの特色
	5	新宿σ)まちの課題
第	3	章 (化	反称)新宿区産業振興基条例についての基本的視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	1	創意工	[夫と自助努力に基づく取組を推進する
	2	社会》	祝や経済状況の変化に対応する
	3	産業の)担い手とその役割を明らかにする
	4	産業の)活性化のための取組を行う・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	5	条例制	定後の方向性について考える
第	4		反称)新宿区産業振興基本条例素案
	1		秦関連図
	2	(仮称)新宿区産業振興基本条例素案
	3	(仮称)新宿区産業振興基本条例素案 解説
第	5	章 (化	反称)新宿区産業振興基本条例に関する懇談会~各委員のコメント~・・・・
お	わ	りに…	
資	料	編	
	資	料1:(1	反称)新宿区産業振興基本条例に関する懇談会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	資	料2:(1	反称)新宿区産業振興基本条例に関する懇談会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	資	料3:懇	談会開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	箵	料4・統	計資料

提言

第1章 産業振興基本条例とは何か

1 産業

産業は、福祉や教育、環境といった面から比較すると、普段の生活の中で意識されていないように思われます。しかし、産業は人々の生活に密接に関わりを持ち、地域社会の発展を支えているのです。

私たちは、産業に携わることで収入を得て、産業によって生み出される物やサービスにより生活をしています。産業の発展は、物やサービスの質の向上をもたらし、人々の生活に、より豊かな潤いを与えてくれます。また、物やサービスを消費することで、新たな物やサービスが生まれ、この繰り返しにより、地域に賑わいがもたらされます。賑わいは、さらに多くの人を引きつけ、人々の交流の中から、地域の文化や歴史が形づくられ、まちの魅力を高めていくのです。

産業は、区民生活の向上と地域社会の発展に重要な役割を果たしているのです。

2 (仮称)新宿区産業振興基本条例

(仮称)新宿区産業振興基本条例(以下、条例)は産業の振興についての指針となるものです。その内容は理念を表すものであり、施策の実施や、義務や規制を課すなどの具体性を持つものではありません。しかしながら、社会状況や経済状況は絶えず変化しており、国際的競争の激化や情報通信手段の変化、少子高齢化の進展など、社会構造や生活様式の変化に伴い、産業を取り巻く状況は、日々新たな困難や課題が生じています。こうしたなかで、条例により産業振興に関する基本的な考え方を示すことで、持続的、体系的な施策を展開し、課題の解決を図っていくことができるのです。

(1)条例を制定する目的

条例を制定する目的は、大きく二つあります。第一に、地域の産業の活性化を図ることです。前述のように、産業が活性化することで、物やサービスが循環し、賑わいがもたらされます。その賑わいにより、さらに産業が活性化し、より多くの物や人のうねりを呼び込んでいくのです。

第二に、産業に携わる者の役割を明確にすることです。今日、産業は多くの担い手によって支えられ、その形態も様々であります。個々の担い手が、どのように考え、どのように活動していくかを示すことにより、産業振興の重要性について自覚し、一体性を持って取り組んでいくことができるのです。

(2)条例制定の意義

条例制定の意義は、まず区が地域の産業を振興することを、区の内外に明らかにする、すなわち行政の覚悟を示すことです。産業振興施策は、都市計画や文化、福祉、教育、環境などの他の施策との関わりを持っています。条例の制定により、各施策の関連性を区の内部に意識づけ、有機的な連携を図ることができます。また、事業者や商店会など区の外部に対しても、区の姿勢を明らかにすることで、産業振興の重要性への自覚を促し、産業振興に関連する人材や機関のネットワークを構築し、発展させていくことができるのです。

次に挙げられるのは、産業振興に対する姿勢の一貫性を担保することです。社会状況や 経済状況は日々変化し、社会構造や求められる産業振興施策は多様化しています。また、 産業の担い手である区、事業者、商店会などそれぞれの立場で産業振興への認識が異なっ ています。しかし、産業振興の基本的な考え方は、時代を超えて、立場を超えて、保って いく必要があるのです。条例はこうした一貫性を担保する重要な役割を持っているのです。

産業振興・中小企業振興及び産業振興条例の必要性について

産業振興基本条例・中小企業振興基本条例とは、地方自治体が地域の中小企業や地域の産業の役割というものを重視して、その振興を行政の柱としていくことを明確にするために策定される条例です。

こうした条例が求められるのは、言うまでもなく、中小企業や地域産業をめぐる経営 環境というのが従来以上に厳しくなっていることが挙げられます。

日本の各地域で地域内の経済循環が滞って、そのことが結果として日本経済全体の沈滞化を招いており、地域の中小企業や産業が元気になり、地域経済が活性化し、好循環を地域に実現させていくということが、日本の地域全体で求められています。このような状況の中で、何とか企業や産業を地域全体で支えていく状況を生み出していくということが、日本の各地域で非常に重視されていることが背景となっています。

条例はどういった意義があるのか。1つ目は、地方自治体自身が中小企業や地域の産業を振興するという立場を、何よりその自治体の内部に対して明確にするということ。2つ目は、地域の企業や産業に対して自治体のスタンスを明示するということ。3つ目は、行政の姿勢の連続性を担保するものとしての位置づけであります。

条例は、制定自体がその地域にとって大きな意味を持ちます。しかし、同時にこうした条例の制定自体は、地域経済振興の通過点に過ぎません。制定したからと言って地域の経済、地域の産業がすぐ活性化するわけではないのです。

大事なのは、条例の内容をどのように具体化していくか、その結果地域経済の振興が 実際にどのように進んでいくのかということです。

そういった観点から、次のような点が条例に関して重要だと思います。一つは条例の制定過程における議論の場で、地域の企業や住民や支援機関、行政が議論を行うことを通じて、お互いにこの地域の経済、地域の産業に対する認識を高めて、共有し、信頼関係を強めていくということ。

もう一つは、条例制定は、現実に地域で展開している様々な取組に対して改めて意義づけをし、それらを結びつけ、持続性と広がりを持ったものにしていく上で重要だということです。どんな地域でも、そこで頑張って新たな取組を進めている企業やネットワークが存在しており、そうした取組をどれだけ把握して、その意義を明確にしてサポートしていくのかが問われているのではないのか。その点で、条例制定というのはその点で重要な機会になると考えています。

第2回懇談会 植田浩文会長講話より抜粋

第2章 新宿のまちと産業

第1章では、産業と私たちの生活との関わりや、条例制定の目的や意義について述べてきました。しかしながら、地域の現状は地域ごとに異なります。そのため、条例の制定について考えるには、まず、新宿区全体のまちの姿を把握し、産業の現状を知る必要があります。

1 新宿のまちのすがた

「新宿」の名前は、江戸時代に甲州街道に設置された宿場「内藤新宿」に由来し、昭和 22 年に旧四谷・牛込・淀橋区が統合し、現在の新宿区となりました。

23 区のほぼ中央に位置する新宿区は、面積は 18.23k ㎡で 23 区中 13 番目の広さです。区内には、29 の鉄道路線駅が存在し、区の南西、渋谷区との区境には新宿駅があります。JRや私鉄、地下鉄と複数の路線が乗り入れるこの駅は、一日の乗降客数が約 350万人の巨大ターミナル駅です。駅の西側には、かつての浄水場跡に、都庁に代表される高層ビル群がそびえ立ち、オフィス街としての様相を呈しています。一方、駅の東側は、百貨店をはじめとする多くの店舗が立ち並ぶ一大商業地であり、歌舞伎町が位置する一大繁華街であります。新宿駅の更に東側、四谷方面に目を向けると、新宿御苑と明治神宮外苑が広がり、緑と憩いの場所を提供しています。四谷方面から更に北側、文京区や千代田区に接する飯田橋駅西側の区の北東部は牛込と呼ばれる地域で、古くからの町名が現在も数多く存在しています。周辺には坂道が多く、そのうちの一つ神楽坂は、かつての花街としての面影を今に残す情緒あふれる地域として人気を集めています。

新宿駅からJR山手線を北上すると新大久保駅があります。一帯は近年、韓国に関連する店舗が軒を連ねていますが、管楽器の販売店が集積する地域でもあります。この新大久保駅から山手線を更に北上すると高田馬場駅があります。周辺には早稲田大学をはじめ多くの学校があり、学生街としての一面を持っています。また、駅の西側、区の北西部の落合・中井地域は、かつて多くの文化人が活躍し、作家の林芙美子の旧居や画家の佐伯祐三のアトリエなどが往時をしのばせます。

区の北部を流れる神田川と妙正川沿いには、区の地場産業の一つである染色業に関連する工房が多く存在しています。染色には質の良い大量の水が必要だったため、大正時代に多くの染色工房が集まり、現在もその魅力と伝統を今に伝えています。また、一部の地域では、神田川と沿うように、唯一の「都電」である都電荒川線が走っています。

新宿は個性ある地域からなる、様々な魅力を持ったまちなのです。

人口

平成 22 年 1 月 1 日現在の人口は 317,355 人で、うち 1 割を超える 35,211 人が外

国人登録者です。この外国人登録者数は都内で最も多く、116 ヵ国の人々が新宿区で暮らしてい

ます。住民基本台帳の年齢別人口構成を見ると、年少人口(15 歳未満)は 8.4%、生産年齢人口(15~64歳)は 70.9%、老年人口(65歳以上)は 20.7%となっており、年少人口の割合は 23 区で最も低く、老年人口は 8 番目に高くなっています。区内の人口は昭和 30 年代後半に 40 万人を超えましたが、その後は緩やかに減少を続け、平成に入ると 30 万人を下回りました。その後、平成 17 年に再び 30 万人を超え、増加傾向にあります。

一方、昼間人口は都内では港区、千代田区に次いで多く、770,094 人です。うち就業者は70.0%、通学者は12.7%で、通学者の多い点が特徴となっています(平成17年国勢調査)。昼間人口は昭和30年代前半の約38万人から増加を続け、平成2年には81万人を超えましたが、その後は減少傾向が続いています。

2 新宿区の産業

新宿区内の事業所数は 34,297 事業所で、従業者数は 606,026 人となっており、都内では、港区、中央区、千代田区に次ぐ集積が見られます(平成 18 年事業所・企業統計調査報告)。平成 13 年と比較すると、事業所数は約 3,000 減少していますが、従業者数は約 1,500 人増加しています。事業所のうち 85.0%が従業者数 20 人未満の規模となっています。事業所数は都内全体でも減少傾向にあり、平成 13 年の調査時と比較して、事業所数の増加が見られるのは、港区と渋谷区だけとなっています。

区内の事業所の産業別の構成は、サービス業(24.5%) 飲食店・宿泊業(21.4%) 卸売・小売業(19.0%) 不動産業(9.9%) 情報通信業(5.9%)の順に多くなっています。全国、都、区部と比較すると、飲食店・宿泊業の割合が高いのが特徴です。さらに、事業所の構成比を細かく見てみると、サービス業では建築設計業や法律事務所などの専門サービス業(10.1%)が多く、飲食店・宿泊業ではバー・キャバレー・ナイトクラブなどの遊興飲食店(10.4%)や一般飲食店(10.2%)が高い割合を示しています。

東京都内の事業所、従業員数(上位5位)

	事業所数							従業者数						
		平点	対13年			平瓦	 18年			平月	成13年		平月	成18年
東	京	都	724,769	東	京	都	690,556	東	京	都	8,608,794	東	京都	8,704,870
X		部	587,024	X		部	557,107	X		部	7,134,941	X	部	7,213,675
中	央	X	44,977	港		X	44,916	千	代田	X	888,149	港	X	901,544
港		X	41,301	中	央	X	44,094	港		X	812,783	千	代田区	876,172
新	宿	X	37,260	干	代田	X	34,768	中	央	X	733,465	中	央 区	723,882
Ŧ	代田	X	36,104	新	宿	\overline{X}	34,297	新	宿	X	604,490	新	宿 区	606,026
大	田	X	35,368	渋	谷	X	32,226	渋	谷	X	438,903	渋	谷 区	488,038

[「]平成 13 年,18 年事業所・企業統計調査報告」(東京都)より作成

地域別 事業所新設率及び廃業率(区部上位5位)

			平成13年事業 所(民営)	新設事業所数 (民営)	新設率(%)	廃業事業所数 (民営)	廃業率(%)
			[A]	[B]	[B/A×100]	[C]	$[C/A \times 100]$
全		国	6,138,180	1,358,485	22.1	1,743,583	28.4
東	京	都	711,021	198,699	27.9	239,730	33.7
X		部	577,545	163,794	28.4	200,006	34.6
港		X	40,942	21,698	53.0	19,207	46.9
渋	谷	X	30,715	14,127	46.0	13,825	45.0
中	央	X	44,731	18,973	42.4	19,905	44.5
千	代 田	X	35,616	13,948	39.2	15,765	44.3
新	宿	X	36,838	11,438	31.0	14,730	40.0

- 1 平成13年事業所数(民営)は、平成13年10月1日現在。
- 2 新設事業所とは、平成18年10月1日現在に存在した事業所のうち、前回調査日(平成13年10月1日)には存在しなかった事業所をいう。その中には、前回調査日の翌日以降に開設した事業所のほか、他の場所から移転してきたものを含む。
- 3 新設率とは、前回調査の民営事業所数に対する新設事業所数の割合である。
- 4 廃業事業所とは、前回調査日(平成13年10月1日)に存在した事業所のうち、平成18年10月1日には存在 しなかった事業所をいう。その中には、前回調査日の翌日以降に廃業した事業所のほか、他の場所に移転 してきたものを含む。
- 5 廃業率とは、前回調査の民営事業所数に対する廃業事業所数の割合である。

「平成 18 年事業所・企業統計調査報告」(東京都)より作成

次に卸売・小売業について見てみます。区内の卸売業の事業所数は他の区と比較するとあまり多くはありませんが、小売業では新宿駅を中心に集積が見られます。小売業の事業所数は3,735 事業所で23 区中7番目、大規模小売店舗数は66店舗と23 区の中で最も多く、従業員数は37,476人で23 区中2番目、年間商品販売額は1,349,297百万円で23区中2番目に多くなっています(平成19年商業統計調査報告)。さらに都内の商業集積地別に年間販売額を見てみると、新宿駅東口が515,420百万円で1番多く、新宿駅西口が399,353百万円で3番目に多くなっています。2番目の銀座地域を含めた東京都の商業集積地区上位3地区の合計は、全国の小売業年間商品販売額の1%を占め、新宿駅周辺が全国でも有数の商業集積地であることが伺えます。(平成19年商業統計調査報告~立地環境特性別集計編~)。

商業集積地区の年間商品販売額の上位10位

順位		商業	集積	地区		区市	可町木	寸名	年間商品販 売額 (百万円)	事業所数	従業 者数 (人)	就業 者数 (人)	売場 面積 (㎡)	大規模 小 売 店舗数
1	新	宿	駅	東	П	新	宿	X	515,420	454	10,316	18,873	205,051	25
2	銀	座		地	域	中	央	X	483,254	813	9,455	13,004	218,815	23
3	新	宿	駅	西	П	新	宿	X	399,353	282	5,366	9,017	130,263	8
4	池	袋	駅	東		豊	島	X	337,415	369	6,375	19,816	173,287	17
5	室	町		地	域	中	央	X	284,446	51	2,366	4,844	65,035	1
6	日	本	橋	地	域	中	央	X	208,224	129	3,962	8,074	64,895	4
7	町	田駅	南	口地	域	町	田	市	188,579	589	6,036	9,789	152,791	19
8	池	袋	駅	西	П	豊	島	X	168,829	197	3,494	8,019	104,911	4
9	立	Ш	駅	北	П	立	Ш	市	160,325	377	5,250	8,853	130,151	11
10	渋	谷 公 [亄 通	商店	街	渋	谷	X	155,585	331	4,190	7,880	107,178	9

商業集積地区 主に都市計画法第8条に定める「用途地域」のうち、商業地域及び 近隣商業地域であって、商店街を形成している地区をいう。

「東京の小売業 (平成 19 年商業統計調査報告 立地環境特性別集計編)」(東京都)より作成

商店会

区内の商店街は、新宿駅周辺のように巨大な商業集積がある商店街、住宅地に近く生活 に密着している商店街、昼間人口をターゲットとし飲食店を中心に構成されている商店街 の大きく3つのタイプに分類されます。

こうした商店街エリアの振興を行う商店会は区内に 109 あり、うち 93 団体、約 4,000 店が商店会連合会に加盟しています。 商店会数、 商店数とも近隣区と比較して多いのが特徴ですが、 その数は漸減しています。

都心5区の商店会・商店数

			商店会数	商店数
千	代 田	X	4 7	1,593
中	央	X	3 1	1,593
港		X	5 9	3,168
新	宿	X	9 4	4,126
渋	谷	X	5 7	3,614

各区商店街(商店会)連合会加盟団体・店舗(平成21年3月31日現在)

区商店会連合会会員数推移

	商店会数	商店数
平成 18 年	9 5	4,236
平成 19 年	9 4	4,148
平成 20 年	9 4	4,158
平成 21 年	9 4	4,126
平成 22 年	9 3	4,149

各年3月31日現在

地場産業

区では、印刷・製本関連業と染色業を地場産業として位置づけています。

印刷・製本関連業

印刷業は、明治 19 (1886)年に、現在の大日本印刷の前身の秀英舎が中央区から市谷加賀町に移ってきて以来、市谷・神楽坂周辺に、出版、印刷・製本関連の事業所が集まるようになりました。都内では文京区に次ぐ集積地となっています。紙だけでなく、建装材や精密電子部品、布など特殊な加工や技術を用いた印刷も行われています。しかし近年は他の区と同様に事業所数が減少しています。このような状況の中、地域の活性化を目指し、印刷・製本関連団体協議会が区内の小学生を対象とした「作文コンクール」を実施しています。

染色業

染色業は、大正の中頃に、染色業者が神田川の清流を求めて工場を新設したことから始まり、神田川、妙正寺川をはさむようにして工場数が増えていきました。現在は高田馬場・落合地域を中心に、経済産業大臣指定の伝統工芸品「東京染小紋」「東京手描友禅」や、東京都指定の伝統工芸品「江戸更紗」「江戸刺繍」「東京無地染」などの染色業関連事業所が立地し、事業所数は23区内で最も多くなっていますが、事業所数に減少が見

られます。染色業に触れられる機会としては「東京染ものがたり博物館」と「染の里二葉苑」の 2 つの新宿ミニ博物館で、染色の技法の紹介や作業の見学などが行われています。

参考資料「新宿 時 物語-新宿区60年史-」

3 新宿区の産業振興施策

区は平成19年に基本構想・総合計画を策定し、めざすまちの姿を「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」としました。そのうちまちづくりの基本目標の1つを「多様なライフスタイルが交流し、『新宿らしさ』を創造していくまち」と定め、新宿区第一次実行計画では「新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち」「誰もが、訪れたくなる活気と魅力あふれる商店街づくり」を個別目標として掲げ、中小企業支援、商店街支援、地場産業支援などの産業振興施策に取り組んでいます。

中小企業支援

中小企業向け制度融資、商工相談、商工アドバイザー派遣、産業振興フォーラム、ビジネスアシスト新宿、ものづくり産業支援、新宿ものづくりマイスター(技の名匠)認定制度、優良企業表彰

商店街支援

商店会サポート事業、魅力ある商店街作り支援事業、商店街にぎわい創出支援、商店街ステップアップ支援、ステップアップフォーラムの開催、商店街空き店舗活用支援事業、商店街消費拡大推進事業、生鮮三品小売店活性化事業

地場産業支援

地場産業団体の展示会等支援、地場産業団体等分担金等

創業・開業に関する支援

創業支援融資制度、文化創造産業対象創業資金融資制度、

産業関連情報の発信

新宿ビズタウンニュース、新宿ビズタウンネット

場の提供

産業会館の管理運営、(仮称)インキュベーションセンター等の整備、新宿文化ロード

4 新宿のまちの特色

新宿のまちの特色はその多様性にあります。

新宿駅を中心として、高層ビル群やデパート、繁華街が広がり、東京の新都心としての 先進的な都市としての一面を持つ一方で、多くの文化人の足跡を残す歴史と伝統に彩られ た一面を併せ持つ、人々が生活し、働き、学ぶまちです。

110以上の国の人々から構成される住民は、国際色あふれるまちの姿をうかびあがらせています。明治から昭和にかけては、夏目漱石や林芙美子などの文学者、中村彝や佐伯祐三などの画家が活躍し、戦後はジャズ喫茶、ライブハウス、映画館や劇場などが集まる大衆文化の発信地となりました。産業については、サービス業、飲食業、小売業を中心に発展し、日本でも有数の商業集積地である一方で、地場産業である印刷・製本業や染色業が息づく、多様な側面を見せています。

新宿のまちは、多くの人が訪れ、その人々の交流の中から、様々な文化や価値観を受け 入れて、まちとしての魅力を高めきました。

5 新宿のまちの課題

新宿のまちが産業面で抱える主な課題は、第一に、事業所数の減少が挙げられます。事業所の減少は都内全体でも見られますが、区の事業所の減少率は8.0%となっており、都(4.7%減)や区部(5.1%減)の減少率をいずれも下回っています。港区(8.8%増)や渋谷区(4.0%増)では事業所が増加し、千代田区(3.7%減)や中央区(2.0%減)は減少率が平均よりも少なくなっており、近隣区と比較して区の減少率が多いことが分かります。また、産業別の増減を見ると、金融・保険業(23.1%減)製造業(19.0%減)卸売・小売業(12.6%減)の順に減少しており、医療・福祉(9.9%増)運輸業(8.8%増)情報通信業(7.1%増)の順に多くなっています()。さらに、事業所の新設率31.0%に対して、廃業率は都や区部の平均を上回る40.0%と高くなっており、事業所の出入りが激しいことが伺えます。新設率、新設事業所数は近隣区と比較して低くなっており、創業者の少なさが課題として挙げられます。

第二に、商店街に関する課題が挙げられます。区内の商店会や商店は減少傾向にあり、なかでも、区民生活の基盤を支える生鮮食料品店は著しい減少が見られます。こうした減少は、大型店やコンビニエンスストアの進出や商店主の高齢化と後継者不足、建替えによるビルのテナント化などが要因に考えられます。また、こうした商店数そのものの減少に加え、近年ではチェーン店やフランチャイズ店など商店会に加入しない店舗が増加し、街路灯の整備、イベントの実施など商店街の活性化に取り組む商店会の組織力の低下が懸念されています。さらに、一部の商店街エリアでは、駐車場の附置義務によりビルの建替えが困難であるなどの問題も生じています。

第三に、新宿のまちの特徴となる産業に関する課題が挙げられます。印刷・製本関連業と染色業は地場産業として位置づけられていますが、いずれも事業所数が減少し、厳しい

経営環境にあり、長い伝統を持つ産業の活力が弱まっていくことが懸念されます。

また、新宿のまちは長らく大衆文化の発信地として多くの人を惹きつけ、文化はまちの魅力の向上と産業の活性化に大きな役割を果たしてきました。現在も区内には、映画や演劇、音楽などの文化の発信拠点が多く存在しますが、近年では「新宿コマ劇場」、「シアタートップス」、「東京厚生年金会館」といったエンターテイメント産業の一大拠点が閉館するなど、まちの魅力と文化の発信力の低下が危惧されます。

農業、林業、漁業、鉱業除く

関連する統計資料は巻末の資料編に掲載

第3章 (仮称)新宿区産業振興基本条例についての基本的視点

第1章と第2章で述べた条例の目的や区の現状・課題を踏まえ、実際に条例素案を考える際の基本的視点について述べていきます。

1 創意工夫と自助努力に基づく取組を推進する

産業は、事業者をはじめとする様々な担い手によって支えられています。産業の振興は、 まず、こうした担い手たちの、自ら工夫し自ら考える、すなわち、創意工夫と自助努力に 基づいた取組を推進し、自立と発展を促すことにあります。

区内の産業を取り巻く状況は決して明るいものとはいえません。事業所数、商店会数は減少し、厳しい状況に置かれています。こうした中で、区内の産業を手厚く保護することは、一時的な効果はあるかもしれませんが、長期的には産業の活性化と発展につながりません。例えば、区周辺の自治体がそれぞれの自地域内の産業のみを優遇し保護を図ったらどうなるでしょう。区内の産業は、区外への進出の機会が失われ、成長と自立が阻害されてしまうのです。

地域内の産業を単に守るだけでは、創造性を育み、競争力を強化させることできません。 また、事業所の数を増やすだけでは、産業の活性化につながりません。自らの工夫で苦境 を打開し、自らの力で道を切り拓き、区内から区外、都外さらには国外へと飛躍する元気 な担い手を育て増やすこと、それが産業振興の基本となるのです。

2 社会状況や経済状況の変化に対応する

社会状況や経済状況は日々刻々と変化し、産業はその変化に大きな影響を受けています。 例えば、ここ数年の間に、携帯電話は情報通信手段の主役となり、インターネットは世界 中の情報を瞬時に与えてくれます。こうした中で、情報通信産業が発展し、紙媒体に関連 する産業の活力の低下が懸念されています。

また、従来、行政が中心であった福祉や環境といった分野に、新たな産業や担い手が誕生しています。一方で、生産拠点を海外に移すことによる、国内産業の空洞化が叫ばれているなど、産業には日々新たな困難や課題が生じています。

産業の振興にあたっては、こうした社会状況や経済状況の変化を速やかに感じ取り、的確に対応した取組や体制づくりを行うことが重要です。このことは、産業振興への基本方針や施策を場当たり的に変更し、実施していくという意味ではありません。産業振興に関する一貫性と長期的な視点を持ちながら、その時々の状況にあわせた柔軟性と判断力を培っていかなくてはならないのです。

条例の制定にあたっては、区内の産業やその振興に携わる担い手を把握し、それぞれの 役割を明らかにすることが一つの目的として挙げられます。産業の振興は、区のみで図れ るものではありません。個々の担い手が、産業振興の重要性を自覚し、手を携えて取り組 んでいくことが必要なのです。

(1)事業者

事業者は、区内の産業における中心的な存在です。特に、事業者の大半を占める中小企業は、その経済活動を通じて、産業の活性化と地域社会の発展に大きく貢献してきました。 条例では、こうした中小企業振興への視点が欠かせません。中小企業が区内産業の主要な担い手であることを確認し、その成長と発展を支えることが重要です。

一方で、中小企業は、ただ支えられるのみでなく、自らも役割を果たすことが求められます。そしてそれは、中小企業だけでなく、大企業も含めた事業者全体が果たすべき役割でもあるのです。

事業者は、まず、自らの工夫と努力による取組によって、自立と発展を図らなくてはなりません。前述のように、産業振興の基本は、創意工夫と自助努力に基づいた取組にあります。事業者は、こうした取組によって、経営基盤や情報発信の強化に努め、成長と発展を遂げ、雇用の創出を図る必要があるのです。

次に、事業者は自らの従業員を大切にし、働きがいのある環境づくりに取り組まなくて はなりません。事業活動は従業員によって支えられ、成り立っています。従業員の技能と 能力の向上を図り、福利厚生の向上に努めることは、事業者の成長と発展につながってい くのです。

さらに、事業者は自らが地域社会の一員であることを自覚しなくてはなりません。例えば、周辺の道路整備や街並みの保全、清掃活動など事業者が快適に活動を行うための環境は、地域社会全体の力で作られているのです。自らの事業活動のみに腐心することは、地域の理解を得ることができず、かえってその発展を阻害してしまいます。事業者は地域との調和を図り、共に歩んでいくことが必要となるのです。

また、産業は従来、営利を目的とする事業者を中心に担われてきましが、時代の変化に伴い、今日では、福祉の分野にNPO法人などの非営利団体が進出するなど、その担い手は多様化しています。条例では、こうした非営利団体なども事業者とし、産業の担い手としての役割を果たすべき存在であると考えます。

あるべき企業の姿

統計によると、日本の会社の 72%が赤字になってしまっています。このことを持って 100 年に一度の不況としている人が多いですが、これは否定したいです。

元気のない中小企業には共通した5つの言い訳(景気や政策・規模・業種・ロケーション・大型店や大企業)をしますが、これは誤解であり、甘えです。北海道から沖縄の離島まで、元気な会社はたくさんあります。

中小企業の盛衰は経営者の責任です。元気のない中小企業に共通するのは、経営者が「企業経営とは何か」根本的なところに問題を抱えているのです。

企業経営とは5人(社員とその家族、外注企業の社員とその家族、顧客、地域社会・ 地域住民、株主・支援機関)に対する使命と責任を果たすための活動なのです。

好況でも、不況でも支持される元気な中小企業と、元気な中小企業の経営者には共通 する特徴があります。

元気な中小企業の特徴

高い志・理念、社員第一主義、外注尊重、人財重視、総力経営、創造重視 オンリーワン経営、製販一体経営、ボーダーレス経営、ネットワーク経営 グローカル経営、財務力重視、感動サービス経営、小さな本社経営

元気な中小企業経営者の法則的特徴

現場重視、社員を愛する、コミュニケーション、公私区分、定年

「社員を犠牲にしない」「地域社会を犠牲にしない」「下請けや外注を犠牲にしない」こうした中小企業の誕生を支援し、集積させる環境整備が大事です。

これからの施策の使命は「いい会社にスポットライトを当てる」とともに、「いい会社になるうと努力している会社にスポットライトを当てる」こと、ほめてあげることであります。施策の目的は施策の対象となる企業を増加させることではなく、なくてはならない企業を増加させることにあるのです。

これからの中小企業施策は、もっと民間を活用しながら、場づくりや顕彰制度、また、経営者対策として経営者が学ぶ機会を支援することだと思います。研究室にいる大学院生の90%は現役の社長さんですが、こうした経営者を増やすべきではないでしょうか。この地域は大学の街なのだから、ビジネススクールや大学院とのリンクも必要だと思います。

第5回懇談会 坂本光司副会長講話より抜粋

(2)商店街と商店会

商店街は、地域に賑わいをもたらす場であり、多くの人々の交流の場であり、そこに訪れる人々に物やサービスを供給する生活の基盤となっている場であります。しかし近年では、ビルの建て替え、後継者不足、生鮮食料品店を中心とした店舗数の減少など、様々な課題に直面しています。なかでも、商店会への未加入店舗の増加は喫緊の課題として取り組まなくてはなりません。

商店会は、商店街の振興を図る団体です。近年、商店街エリアには、チェーン店やフランチャイズ店が増加し、こうした店舗の商店会への未加入が一つの問題となっています。

商店街は、産業振興だけでなく、地域社会と区民生活において多面的な役割を持っています。例えば、商店街にある街路灯がなくなれば、安全面での不安が増大します。店舗数が減少すれば、遠出が困難な高齢者などにとって生活用品の調達が困難になるなど、生活の利便性が大きく損なわれます。商店街の衰退は、地域社会そのものの活力の低下を招くのです。したがって、商店街エリアにある事業者などは、商店会へ加入し、その環境整備や活性化に、共に努める必要があります。まさに、地域社会の一員であることを自覚し、地域との調和を図っていくのです。

一方、商店街の魅力は、それを形成する個々の店舗の魅力によって作られているのです。 商店会は、こうした店舗の魅力の向上のための取組を支援し、商店会に加入することの優 位性を持たせなくてはなりません。そのために、商店会自身も、創意工夫と自助努力を重 ね、誰もが訪れたくなる商店街づくりに取り組まなくてはなりません。

(3)産業経済団体

商工会議所など事業者で構成される産業の振興を図ることを目的とした団体(以下、産業経済団体)も、重要な担い手の一つです。商店会も広義にはこうした団体に含まれています。

産業経済団体の役割の1つに、事業者の創意工夫と自助努力に基づく取組を促すことが 挙げられます。このことは産業振興の基本であり、事業者が取り組むべきことですが、事 業者、特に中小企業は、人材育成や情報収集など、自らの力のみで対処できない課題を抱 えることがあります。産業経済団体は、事業者同士の出会いの機会を提供したり、事業発 展のための研修や研究会を行うなど、事業環境を整備し、個々の力では打破できないこと を、組織の力で対処していく場であるのです。

(4)金融機関

事業者などが事業活動を行う上で資金の調達は必要不可欠です。銀行などの金融機関は、 事業者が経営基盤の強化や経営革新に努めることができるよう、資金の供給を通じて、区 内の事業活動を支える重要な役割を担っています。

(5)区民

産業は日々の生活においてあまり意識されないものかもしれません。多くの区民にとって、図書館や保育園、公園、ゴミ収集、介護などの公共サービスは実際に利用することもありますが、産業に関する施策は、事業者や商店会を対象にしたものが多く、身近に感じられることは多くはないでしょう。しかしながら、産業は区民生活に密接に関わりがあり、そのため区民もまた産業振興において役割を持つ存在なのです。

産業は物やサービスを提供することで、区民の生活を支えています。区民もまた、物やサービスを消費することで、こうした産業の担い手の発展を支えています。区民は産業の果たす役割を認識し、産業の振興の重要性を理解するとともに、創意工夫と自助努力で発展していくような産業を支える消費に努めなくてはなりません。

また、区をはじめとする産業の担い手が行う産業振興への取組に協力することで、産業 振興はより一体となって推進されていくのです。

なお、ここでの「区民」は単に区に住む人のみを指すのではありません。区で働き、学ぶ人など継続性を持って区内で活動する者は、区内の産業を支える「区民」であると考えます。

(6)区

区は、産業の振興において重要な責務を担っています。区が産業振興において果たすべき役割は、第一に、産業と都市計画や文化、福祉、教育、環境などの他の分野との関連性を認識することです。例えば、福祉の分野では介護保険に携わる事業者が生まれ、環境の分野では「エコ」に関連するビジネスが活況を呈しています。三鷹市ではシニア世代の地域ビジネス参加への取組が NPO 法人によって実施されています。このように産業は、産業振興のみで生まれ、担われるのではありません。他の施策との調和を図り、連携して実施していくことが必要なのです。

第二に、施策の実施にあたっては、産業振興に関する総合的な計画を定めることが必要です。産業振興施策には柔軟性を持ちその時々の情勢に臨機応変に対処することと、中長期的な展望を持つことが必要です。区では 29 年度までの産業振興のビジョンと戦略を示す「新宿区産業振興プラン」を策定していますが、このような計画を持つことで、持続的・体系的な施策の展開を図り、効率的・効果的な実施が図れるのです。そして、効率的・効果的な施策の実施のために、十分な組織体制を整え、財政上の措置を講ずることも必要です。

区は、条例の制定により産業振興の方向性を定め、施策の実施により自らの役割を果た すことで産業の活性化と区民生活の向上、地域社会の発展に努めなくてはなりません。

地域課題の解決と経済活性化の取組

~ NPO法人シニアSOHO普及サロン・三鷹の概要~

産業とは何でしょうか。産業は、産業として成り立っているものではなく、生活の中から生まれ、生活とともに息づいています。

私が以前に勤めていた三鷹市は、典型的な住宅都市で産業が脆弱です。そこで、三鷹市の産業振興の基本は「生活と産業が共生する都市」としています。60 歳前後のリタイアした人達も、アクティブシニアとしてまちの中で元気に稼いでもらうというコンセプトの基に、産業の主体として捉えています。具体的には、サラリーマンだった人が地域で起業することやコミュニティビジネスの作り方を、NPO 法人シニアSOHO 普及サロン・三鷹(以下シニア SOHO)と一緒に取り組んできたのです。

シニア SOHO のはじまりは 1999 年に大学の同窓生が集まったパソコンの勉強会で、それが評判を呼んで同窓生以外の人が集まるようになりました。その後、国からシニアベンチャー支援事業を受託し、任意団体として出発しました。2000 年には NPO 法人化し、インキュベーション施設「三鷹産業プラザ」で、まちづくり三鷹と共催してパソコン講座を開設しました。

シニア SOHO が、大きな事業を受託できた要因は、ノウハウと法人格を持っていることが大きいです。団塊世代がリタイアし地域に戻ってくるのを受け、社会教育や高齢者の雇用、相談に関する事業を受託しているのです。

平成 15 年には、国が各自治体で人口の 5%の人に対して無料でパソコンを教える「IT スクール」事業を実施しました。その際に三鷹市では、この事業を産業おこしに活用しました。パソコンが苦手なシニア層向けに、スクールという名のコミュニティの場を作り、仲間作りの仕組みをつくったのです。シニア SOHO は、自らの経験を活かし「シニアにパソコンを教えるスキル」を開発し、わかりやすいテキストを作っていきました。スクールを経てパソコン操作やメールを使えるようになると、生活の中にパソコンが入っていき、そのスキルで産業がつくられていったのです。

地域のシニアとIT と産業を近づけることによって、シニア層が元気で消費するようになる。それは「SOHO CITY みたか」構想の中で、産業の大きな捉え方として位置づけられているのです。

NPO 法人シニア SOHO 普及サロン

2000年11月設立、会員数140名(平均年齢62歳)

- ・目 的:シニアの地域ビジネス参加のプラットフォーム
- ・活動内容: PC・ホームページ活用講座、PC・電子メール活用相談センター他

第4回懇談会 関幸子副会長講話より抜粋

4 産業の活性化のための取組を行う

産業の振興を推進するために、産業振興に関する基本的な考え方や、産業の担い手とその役割を明らかにしてきました。産業の活性化のために、主に区が取り組むべき施策の方向性について考えます。

(1)連携とネットワークづくり

事業活動や産業施策は、それを行う者のみで成立するものではありません。事業活動には、取引相手や顧客が存在し、課題解決のための相談者や事業拡大のための協力者の存在も必要です。同様に、産業振興施策も、区が単独で行いうるものではありません。施策を利用し、協力し、評価する者との関係が必要となってくるのです。

産業振興における連携は、区内部の連携、区と他の担い手との連携、担い手同士の連携の大きく三つに分けられます。こうした関係性の中では、時に競争相手であったり、時に利害の衝突があったりと、全て足並みを揃えることは難しいかもしれません。しかし、連携によって生まれる新しい繋がり、すなわちネットワークは、情報の共有化やスケールメリットをもたらし、負担の軽減や事業の発展、区にとっては有効な施策の実施につながっていくのです。

また、区内には多くの大学や専門学校などが集積し、大学・短期大学の学校数は 23 区において 2 番目、専修学校・各種学校は学校数・生徒数とも一番多くなっています。このような教育研究機関は、その教育内容や研究内容を通じて、産業に携わる人材を育成するとともに、新しい理論や技術の提供により、産業に変化と発展をもたらすことでしょう。産業振興においては、こうした団体との連携も図りながら、実施していく必要があります。

(2)情報収集と発信

情報を収集することで、区内産業の現状を把握し、何が必要なのか、何が求められているのかを知ることができます。また、情報は積極的に発信し、広く共有化される必要があります。たとえ区が産業の振興にとって有効な施策の展開を図ったとしても、対象者に届かなければ意味をなさないからです。

こうした情報の収集と発信はまた、区に限らず、他の担い手にとっても必要なことであります。例えば、成功例や失敗例を知ることは、事業を展開する上での教訓となりえます。 情報発信力の強化はビジネスチャンスの拡大につながります。

情報は、効果的な施策の実施や事業活動にとって必要不可欠であるのです。

(3)人材の育成

産業の振興において、それに携わる人材の育成が重要です。区においては、幅広い知識 や経験、意欲のある人材によって、より有効な施策の立案や実施が可能となります。また、 事業者にとって、刻々と変化する産業構造や技術の変化に対応し、成長していくためには、 従業員の能力の開発や技能の向上に絶えず努めなくてはなりません。 さらに、事業を行う 経営者自身も能力の向上に努めることで自らの発展につながっていくことでしょう。

人材を育成し、その能力が充分に発揮されることで、産業の振興は最大の効果を生み出すのです。

(4)創業の支援

区内の事業所数は減少し、廃業率は新設率を上回り、近隣区と比較して高い数字を示しています。これは、新宿のまちが、事業のスタート場所としての魅力を失いつつあることを意味しているのではないでしょうか。新しい事業者は、まちに刺激と活力を与え、新陳代謝を促し、産業の活性化を呼び込みます。産業の振興においては、既存の事業者や産業を支えることも重要ですが、創業のための取組を推進することも必要です。区では、創業者を対象とした制度融資などの施策を実施していますが、より充実した施策を図る必要があるでしょう。

新宿に来れば何かいいことがある。新宿に来れば夢が実現できる。そんな思いを抱かせる創業のための環境づくりを行わなくてはなりません。

(5)まちの魅力を高める産業への取組

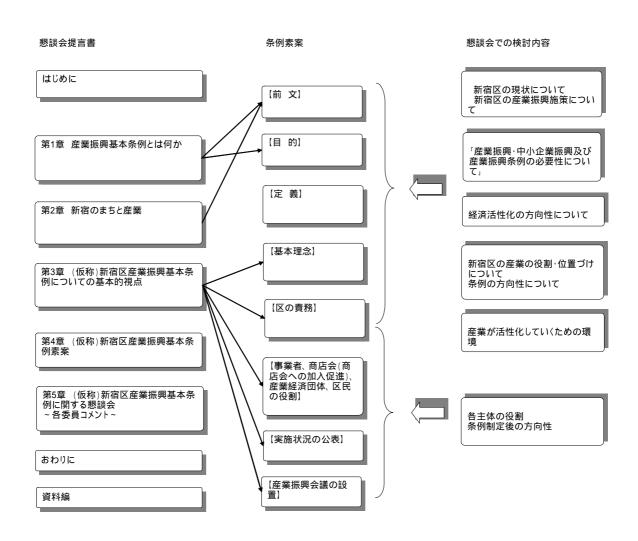
地場産業やエンターテイメント産業など、新宿のまちを特徴づける産業の課題について 第2章ですでに述べました。社会状況や経済状況の変化により、従来の産業の形態や基盤 に困難が生じる場合があります。こうした事態に対処し、新宿のまちの魅力を高めるため には、長い伝統を持つ地場産業の持続的な発展や、創造性ある産業の育成が重要となりま す。

5 条例制定後の方向性について考える

産業の振興は、条例制定を一つの契機として、さらに邁進しなくてはなりません。産業振興に関する区の取組の定期的な公表や、産業振興施策を定期的に評価、検討していく機関が必要となります。そのために、様々な立場にある委員からなる会議体を設置し、効果的・効率的な施策の実施を図っていかなくてはなりません。

第4章 (仮称)新宿区産業振興基本条例素案

1 条例素案関連図



新宿のまちは、先進性を持つ国際色あふれるにぎやかな姿を見せる一方で、歴史と伝統 が息づく緑豊かなやすらぎのある姿を見せる個性豊かな都市として発展を遂げてきた。暮 らしの場、働く場、学びの場、集いの場として多くの人々が行き交う中で、多種多様な価 値や文化を受け入れ、活力ある産業を育み、その魅力を向上させてきた。

産業は、私たちの生活と地域社会に密接なかかわりを持つものである。産業は、私たち の生活に必要とされる様々な物やサービスを提供するとともに、それらの物やサービスの 循環を通じて新たな物やサービスを生み出し、地域ににぎわいと豊かさをもたらし、私た ちの生活を向上させ、地域社会を発展させてきた。

私たちは、新宿のまちにおいて産業が果たす役割が、将来においても変わることなく重 要なものであると確信する。

しかしながら、まちを取り巻く環境は日々めまぐるしく変化し、社会構造や生活様式の 多様化により、中小企業者をはじめとする事業者や商店街の活力を維持向上させるための 環境は厳しさを増している。このような環境の改善に向けた取組を一層充実させるととも に、社会経済状況の変化に適応することができる創造力のある産業やその担い手を育成す る必要性が生じている。

こうした事態に対処するためには、区民、事業者、商店会等、産業経済団体、金融機関 及び新宿区など産業に関わる全てのものが、それぞれの役割を自覚し、一体となって「活 力ある産業が芽吹くまち」の実現を目指し、それによって、産業の振興を推進していく必 要がある。

ここに、産業の振興についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、産業の振興 を総合的かつ恒常的に推進していくため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、新宿区(以下「区」という。)における産業が区民生活及び地域社 会にとって重要な役割を果たしていることにかんがみ、区における産業の振興(以下「産 業振興」という。) に関する基本理念を定め、区の責務並びに事業者、商店会等、産業経 済団体、金融機関及び区民の役割を明らかにすることにより、産業振興の総合的かつ恒 常的な推進を図り、もって区民生活の向上及び地域社会の発展に寄与することを目的と する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところに よる。

- (1)区民 区内に住所を有する者、区内の事務所又は事業所に勤務する者、区内の学校に 在学する者及び区内で活動する者をいう。
- (2)事業者 区内で事業を行うものをいう。
- (3)中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者で、区内に事務所または事業所を有するものをいう。
- (4)商店会 区内における商店街の振興を目的として組織する団体をいう。
- (5)商店会等 商店会及びその連合体をいう。
- (6)産業経済団体 区内に存する商工会議所その他産業の振興を図ることを目的とした 団体をいう。
- (7)金融機関 区内において事業を行う銀行その他の金融機関をいう。

(基本理念)

- 第3条 産業振興は、事業者が創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を行うとともに、 区、商店会等、産業経済団体が一体となって、当該事業活動を促進することを基本とす る。
- 2 産業振興は、中小企業者の活力ある成長と発展を目指すことを基本とする。
- 3 産業振興は、商店街の発展と活性化を図ることを基本とする。
- 4 産業振興は、社会経済状況の変化に適切に対処できる創造力のある産業を育成することを基本とする。

(区の責務)

- 第4条 区は、前条の基本理念に基づき、次の各号に掲げる事項を基本的施策として実施 するものとする。
 - (1)創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を支援すること。
 - (2)産業振興に関するネットワークを形成すること。
 - (3)産業に関する情報を収集し発信すること。
 - (4)産業振興を担う人材を発掘し育成すること。
 - (5)創業及び事業承継のための環境を整備すること。
 - (6)社会経済状況の変化に適応する事業転換を支援すること。
 - (7)中小企業者の活力ある成長と発展のための取組を行うこと。
 - (8)地場産業の持続ある発展のための取組を行うこと。
 - (9)商店街の発展と活性化のための取組を行うこと。
 - (10)創造力のある産業を育成すること。
- 2 区は、基本的施策の実施にあたって、必要に応じて事業者、商店会等、産業経済団体、 金融機関ならびに教育研究機関(大学その他の教育研究機関)との連携を図るものとす る。

- 3 区は、都市計画、文化、福祉、教育、環境などの施策との調和及び連携を図り、基本 的施策を効果的、効率的に実施するため、産業振興に関する総合的な計画を定めるもの とする。
- 4 区は、基本的施策の実施にあたって、十分な組織体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるものとする。

(事業者の役割)

- 第 5 条 事業者は、創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を行うとともに、経営基盤の 強化、情報発信の強化及び雇用の創出に努めるものとする。
- 2 事業者は、自らの事業活動が従業員によって支えられていることにかんがみ、従業員 の育成と福利厚生の向上に努めるものとする。
- 3 事業者は、自らが地域社会の一員であることを自覚し、地域社会との調和を図り、その発展に寄与することに努めるものとする。

(商店会等の役割)

- 第6条 商店会等は、商店街が産業振興のみならず、地域の安全・安心の推進など地域に おけるコミュニティを支える多面的で重要な役割を担っていることにかんがみ、商店街 の活性化に努めるものとする。
- 2 商店会等は、商店会を構成する事業者が行う事業の魅力の向上が、商店街の活力ある 成長と発展をもたらすことにかんがみ、当該事業者の創意工夫と自助努力に基づく取組 の促進に努めるものとする。
- 3 商店会等は、その組織力の強化を図るため会員の加入促進に努め、商店会に加入する 資格を有する事業者は、商店街の重要性及び商店会の役割を理解するとともに、商店会 に加入し、商店街の活性化に協力するよう努めるものとする。

(産業経済団体等の役割)

- 第7条 産業経済団体は、事業者が創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を行うことができるよう、必要な環境整備に努めるものとする。
- 2 金融機関は、事業者が経営基盤の強化、経営革新に取り組むことができるよう、必要な経営支援を行うことにより、地域の産業の発展に努めるものとする。

(区民の役割)

第8条 区民は、産業振興が自らの生活を向上させるものであることを理解し、産業の健全な発展に資する消費活動を行うとともに、区、事業者又は商店会等が行う産業振興を推進するための様々な取組に協力するよう努めるものとする。

(産業振興施策の公表等)

第9条 区長は、毎年一回、産業振興に関する主たる施策の実施状況を取りまとめ、これ を公表するものとする。

(産業振興会議の設置)

第 10 条 区は、産業振興施策の推進及び効率・効果的な実施を図るため、区長の附属機関として、新宿区産業振興会議を設置する。

附則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

【前文】

新宿のまちは、先進性を持つ国際色あふれるにぎやかな姿を見せる一方で、歴史と伝統が息づく緑豊かなやすらぎのある姿を見せる個性豊かな都市として発展を遂げてきた。暮らしの場、働く場、学びの場、集いの場として多くの人々が行き交う中で、多種多様な価値や文化を受け入れ、活力ある産業を育み、その魅力を向上させてきた。

産業は、私たちの生活と地域社会に密接なかかわりを持つものである。産業は、私たちの生活に必要とされる様々な物やサービスを提供するとともに、それらの物やサービスの循環を通じて新たな物やサービスを生み出し、地域ににぎわいと豊かさをもたらし、私たちの生活を向上させ、地域社会を発展させてきた。

私たちは、新宿のまちにおいて産業が果たす役割が、将来においても変わることなく重要なものであると確信する。

しかしながら、まちを取り巻く環境は日々めまぐるしく変化し、社会構造や生活様式の 多様化により、中小企業者をはじめとする事業者や商店街の活力を維持向上させるための 環境は厳しさを増している。このような環境の改善に向けた取組を一層充実させるととも に、社会経済状況の変化に適応することができる創造力のある産業やその担い手を育成す る必要性が生じている。

こうした事態に対処するためには、区民、事業者、商店会等、産業経済団体、金融機関 及び新宿区など産業に関わる全てのものが、それぞれの役割を自覚し、一体となって「活 力ある産業が芽吹くまち」の実現を目指し、それによって、産業の振興を推進していく必 要がある。

ここに、産業の振興についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、産業の振興 を総合的かつ恒常的に推進していくため、この条例を制定する。

前文は、条例制定の背景や産業振興への決意を示しています。

新宿のまちの特色、産業と区民生活・地域社会とのかかわり、産業に対する現在から未来へ向かっての思い、産業に関する現状の課題・取組の必要性、条例制定のねらい・決意について述べ、「活力ある産業が芽吹くまち」をキーワードに、産業振興を推進していくことを謳っています。

【目的】

第 1 条 この条例は、新宿区(以下「区」という。)における産業が区民生活及び地域社会にとって重要な役割を果たしていることにかんがみ、区における産業の振興(以下「産業振興」という。)に関する基本理念を定め、区の責務並びに事業者、商店会等、産業経済団体、金融機関及び区民の役割を明らかにすることにより、産業振興の総合的かつ恒常的な推進を図り、もって区民生活の向上及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

条例を制定する目的について示しています。この条項は以下のように構成されています。

- ・この条例に規定されていること 産業振興に関する基本理念 各主体の責務や役割
- ・条例の目的

産業の産業振興を総合的・恒常的に推進することによって、区民生活や地域社会を発展させること

【定義】

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1)区民 区内に住所を有する者、区内の事務所又は事業所に勤務する者、区内の学校に 在学する者及び区内で活動する者をいう。
- (2)事業者 区内で事業を行うものをいう。
- (3)中小企業者 中小企業基本法 (昭和 38 年法律第 154 号) 第 2 条第 1 項に規定する中小企業者で、区内に事務所または事業所を有するものをいう。
- (4)商店会 区内における商店街の振興を目的として組織する団体をいう。
- (5)商店会等 商店会及びその連合体をいう。
- (6)産業経済団体 区内に存する商工会議所その他産業の振興を図ることを目的とした 団体をいう。
- (7)金融機関 区内において事業を行う銀行その他の金融機関をいう。

条文で使用される用語の定義について定めています。区民、事業者、中小企業者、商店会、商店会等、産業経済団体、金融機関について定義づけをしていますが、そのうち「区民」については、住民だけでなく、区で働く者、学ぶ者、活動している者を対象としました。また「事業者」については、産業の担い手が多様化している現状を踏まえ、営利を目的とする団体(個人)だけでなく、非営利の団体(個人)も含め広く定義づけました。

【基本理念】

- 第3条 産業振興は、事業者が創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を行うとともに、 区、商店会等、産業経済団体が一体となって、当該事業活動を促進することを基本とす る。
- 2 産業振興は、中小企業者の活力ある成長と発展を目指すことを基本とする。
- 3 産業振興は、商店街の発展と活性化を図ることを基本とする。
- 4 産業振興は、社会経済状況の変化に適切に対処できる創造力のある産業を育成することを基本とする。

基本理念は、産業振興に関する基本的な考え方を示すものです。

第3章の条例についての基本的視点に基づき、以下の4項目を産業振興の基本として表しました。

- ・創意工夫及び自助努力に基づく事業活動の促進
- ・中小企業者の活力ある成長と発展
- ・商店街の発展と活性化
- ・社会経済状況の変化に対応する産業の育成

【区の責務】

- 第 4 条 区は、前条の基本理念に基づき、次の各号に掲げる事項を基本的施策として実施 するものとする。
 - (1)創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を支援すること。
 - (2)産業振興に関するネットワークを形成すること。
 - (3)産業に関する情報を収集し発信すること。
 - (4)産業振興を担う人材を発掘し育成すること。
 - (5)創業及び事業承継のための環境を整備すること。
 - (6)社会経済状況の変化に適応する事業転換を支援すること。
 - (7)中小企業者の活力ある成長と発展のための取組を行うこと。
 - (8)地場産業の持続ある発展のための取組を行うこと。
 - (9)商店街の発展と活性化のための取組を行うこと。
 - (10)創造力のある産業を育成すること。
- 2 区は、基本的施策の実施にあたって、必要に応じて事業者、商店会等、産業経済団体、 金融機関ならびに教育研究機関(大学その他の教育研究機関)との連携を図るものとす る。
- 3 区は、都市計画、文化、福祉、教育、環境などの施策との調和及び連携を図り、基本 的施策を効果的、効率的に実施するため、産業振興に関する総合的な計画を定めるもの とする。
- 4 区は、基本的施策の実施にあたって、十分な組織体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるものとする。

産業振興における区の責務について以下のように示しています。

・基本的施策の実施

区が取り組むべき基本的な産業振興施策を 10 項目挙げています。

・他の主体との連携

産業振興施策は区が単独で行うのではなく、必要な場合は、他の主体との連携を図りながら、実施していくことを示しています。

・他の施策との調和

産業は、産業振興のみで生まれ発展するのではなく、都市計画や文化、福祉、教育、 環境などの他の分野と関連を持っています。そのため他の施策との調和や連携を図り実 施していくことを示しています。

- ・計画の策定
- ・組織体制の整備、財政上の措置

【事業者の役割】

- 第 5 条 事業者は、創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を行うとともに、経営基盤の 強化、情報発信の強化及び雇用の創出に努めるものとする。
- 2 事業者は、自らの事業活動が従業員によって支えられていることにかんがみ、従業員 の育成と福利厚生の向上に努めるものとする。
- 3 事業者は、自らが地域社会の一員であることを自覚し、地域社会との調和を図り、その発展に寄与することに努めるものとする。

【商店会等の役割】

- 第6条 商店会等は、商店街が産業振興のみならず、地域の安全・安心の推進など地域に おけるコミュニティを支える多面的で重要な役割を担っていることにかんがみ、商店街 の活性化に努めるものとする。
- 2 商店会等は、商店会を構成する事業者が行う事業の魅力の向上が、商店街の活力ある 成長と発展をもたらすことにかんがみ、当該事業者の創意工夫と自助努力に基づく取組 の促進に努めるものとする。
- 3 商店会等は、その組織力の強化を図るため会員の加入促進に努め、商店会に加入する 資格を有する事業者は、商店街の重要性及び商店会の役割を理解するとともに、商店会 に加入し、商店街の活性化に協力するよう努めるものとする。

【産業経済団体等の役割】

- 第7条 産業経済団体は、事業者が創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を行うことができるよう、必要な環境整備に努めるものとする。
- 2 金融機関は、事業者が経営基盤の強化、経営革新に取り組むことができるよう、必要な経営支援を行うことにより、地域の産業の発展に努めるものとする。

【区民の役割】

第8条 区民は、産業振興が自らの生活を向上させるものであることを理解し、産業の健全な発展に資する消費活動を行うとともに、区、事業者又は商店会等が行う産業振興を推進するための様々な取組に協力するよう努めるものとする。

第5条から第8条までは、産業に関わる主体である事業者、商店会(商店会連合会) 産業経済団体、金融機関、区民が産業振興において果たすべき役割について規定しました。

・事業者

事業者は区内の産業の中心的な担い手であり、産業振興において重要な役割を持つ存在です。 この事項では、事業者が、基本理念に定める創意工夫と自助努力に基づく事業活動を行うこと により経営基盤の強化などに努めること、従業員の育成や福利厚生の向上や地域社会との調和 を図ることなどを示しています。

・商店会等

商店会、商店会連合会の役割について定めています。

商店街は産業振興のみならず、地域の安全・安心面など地域コミュニティを支えています。 この事項では、こうした商店街が持つ多面的な役割を踏まえ、商店会等がその活性化や組織力 の強化などに努めることや、商店街エリアの事業者(「商店会に加入する資格を有する事業者」) が商店会に加入し、商店街の活性化にともに努めるよう規定しています。

・産業経済団体

事業活動を行う上での環境整備について規定します。

・金融機関

事業者が経営基盤の強化や経営革新を行えるよう、資金の供給などを通じた経営支援について規定しています。

· 区民

区民の役割としては、産業振興が区民生活を向上させるものであることへの理解、産業が健全に発展するような消費活動、区や事業者等が行う産業振興を推進するための取組への協力の3項目を挙げています。

【産業振興施策の公表等】

第9条 区長は、毎年一回、産業振興に関する主たる施策の実施状況を取りまとめ、これ を公表するものとする。

この事項は、産業振興施策の実施状況を取りまとめ、公表することを示しています。

【産業振興会議の設置】

第 10 条 区は、産業振興施策の推進及び効率・効果的な実施を図るため、区長の附属機関として、新宿区産業振興会議を設置する。

この事項は、条例制定後の産業振興施策の評価や展開について検討していくため、区長の附属機関として会議体を設置することを示しています。

第 5 章 (仮称)新宿区産業振興基本条例に関する懇談会~各委員のコメント~

おわりに

(仮称)新宿区産業振興基本条例に関する懇談会は、平成21年10月の設置以来、新宿の産業と産業振興について議論を重ねてきました。

産業振興は産業のみで語られるものでなく、都市計画、文化、福祉、教育など、私たちを取り巻く環境と深く密接に関わりを持っています。懇談会では、区民や事業者、商店会、学識経験者、支援機関、行政など様々な立場の委員が、産業振興を通じて新宿のまち全体の未来について考えてきました。そうした中で、お互いの立場を理解し、産業振興への思いを共有することができました。

条例の素案を作成する上で、私たち懇談会は「活力ある産業が芽吹くまち」をひとつのキーワードとして考えました。これは区の総合計画の個別目標の中で示された言葉で、新宿のまちが持つ歴史と特性を活かし、活気ある産業を呼び起こし魅力あるまちづくりをめざすことを表したものです。懇談会では、「活力ある産業が芽吹くまち」の実現が、産業振興を推進し、区民生活や地域社会の発展に寄与するものと考え、この提言に至りました。

産業振興において、その考え方の基本となる条例の制定は大きな意味を持つものです。 しかしながら、産業振興は条例の制定によって達成されるものではありません。条例の制 定で「終わり」なのではなく、条例の制定を新たなる「始まり」として進んでいかなくて はならないのです。

資料編

(仮称)新宿区産業振興基本条例に関する懇談会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、新宿区(以下「区」という。)における産業振興に関する基本的な考え方に係る事項、区における産業振興に関する施策に係る事項及び(仮称)新宿区産業振興基本条例(以下「条例」という。)の制定に関する必要な事項等について調査及び検討を行うため、条例に関する懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 懇談会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を区長に報告 するものとする。
 - (1) 区における産業振興に関する基本的な考え方に係る事項
 - (2) 区における産業振興に関する施策に係る事項
 - (3) 条例の制定に関する必要な事項
 - (4) その他区長が必要と認める事項

(構成)

- 第3条 懇談会の委員は、次に掲げる者のうちから、区長が選任し、委嘱又は任命する。
 - (1) 学識経験者等
 - (2) 区民委員
 - (3) 区内企業経営者等
 - (4) 東京商工会議所新宿支部事務局職員
 - (5) 地域文化部長
 - (6) その他特に必要な者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成23年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

- 第5条 懇談会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

- 第6条 懇談会は、会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、懇談会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(小部会)

- 第7条 懇懇談会談会において、さらなる検討を要すると判断された事項の調査及び検討 等を行うため、に小部会を置く。
- 2 小部会は、懇談会委員により構成する。
- 3 小部会に部会長を置き、会長が部会長を兼務する。
- 4 小部会に出席する委員(以下「部会員」という。)は、小部会の開催前に、部会長が指名する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、小部会に部会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、地域文化部産業振興課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

(仮称)新宿区産業振興基本条例に関する懇談会 委員名簿

		氏名		分野	所属・役職
会	長	植田	浩文	学識経験者	慶應義塾大学経済学部教授
副会	長	坂本	光司	学識経験者	法政大学大学院政策創造研究科教授
副会	長	関	幸子	学識経験者	NPO 法人地域産業おこしに燃える人の会理事長
委	員	加藤	仁	区内経済関連団体	新宿区印刷·製本関連団体協議会幹事 長
委	員	久保	和夫	区内経済関連団体	西京信用金庫本店お客様支援部長
委	員	志村	一夫	区内経済関連団体	新宿区商店会連合会副会長
委	員	富田	篤	区内経済関連団体	新宿区染色協議会会長
委	員	藤田	明男	区内経済関連団体	東京中小企業家同友会代表理事
委	員	星野 1	ひとみ	区内経済関連団体	東京商工会議所新宿支部事務局次長
委	員	福田	泰也 2	区内経済関連団体	東京商工会議所新宿支部事務局長
委	員	上田	達也	区民	公募区民
委	員	小池	玲子	区民	公募区民
委	員	渡邉	裕晃	区民	公募区民
委	員	酒井	敏男	行政	新宿区地域文化部長

- 1 平成 22 年 3 月 31 日まで
- 2 平成 22 年 4 月 1 日から

事務局	新宿区地域文化部産業振興課
-----	---------------

懇談会開催状況

1 懇談会

	日時	会場	主な検討内容
第1回	平成 21 年 10 月 19 日	新宿区役所	・委嘱状交付、会長・副会長選出
	(月)	第二分庁舎	・区の現状、産業振興施策
	午後 1 時~3 時		
第2回	平成 21 年 12 月 21 日	BIZ 新宿	・「産業振興・中小企業振興及び産業
	(月)		振興条例の必要性について」
	午後2時~4時		・小部会の設置について
第 3 回	平成22年2月2日(火)	新宿区役所	・経済活性化の方向性
	午前 10 時~12 時	本庁舎	
第 4 回	平成 22 年 3 月 29 日(月)	BIZ 新宿	・「地域課題の解決と経済活性化の取
	午後2時~4時		組」
			・産業の役割・位置、条例の方向性
第 5 回	平成 22 年 4 月 27 日(火)	BIZ 新宿	・「あるべき企業の姿」
	午前 10 時~12 時		・産業が活性化していくための環境
第 6 回	平成 22 年 5 月 24 日(月)	BIZ 新宿	・各主体の役割
	午前 10 時~12 時		・条例制定後の方向性
第 7 回	平成 22 年 6 月 23 日(水)	BIZ 新宿	・提言書の構成
	午後3時~5時		・条例素案の構成
第 8 回	平成 22 年 7 月 28 日(水)	BIZ 新宿	・提言書の構成
	午後3時~5時		・条例素案の構成
第 9 回	平成 22 年 8 月 24 日(火)	BIZ 新宿	
	午後3時~5時		

2 小部会

	日時	会場	主な検討内容
第 1 回	平成 22 年 4 月 27 日(火)	新宿区役所	・商店街の現状
	午後 1 時 30 分~3 時 30	本庁舎	・商店街の活性化
	分		
第2回	平成 22 年 6 月 9 日 (水)	東京商工会議	・提言書案
	午後3時~5時	所新宿支部	・条例素案
第 3 回	平成 22 年 6 月 30 日(水)	BIZ 新宿	・提言書案
	午後 3 時 30 分~5 時		・条例素案

統計資料

第 2 章 1 人口

新宿区 人口,外国人登録者数 (平成 22 年 1 月 1 日現在)

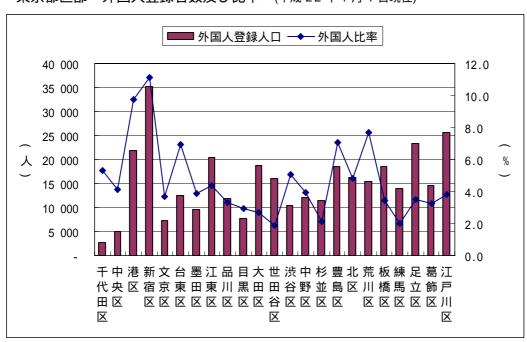
	世帯数	男	女	計
住民基本台帳人口	169,573	141,238	140,906	282,144
外国人登録者数	28,204	17,001	18,210	35,211
総計		158,239	159,116	317,355

住民基本台帳による日本人の世帯数と、外国人登録による外国人の世帯数は別々に集計しています。

「新宿区住民基本台帳の町長別世帯数及び男女別人口」及び

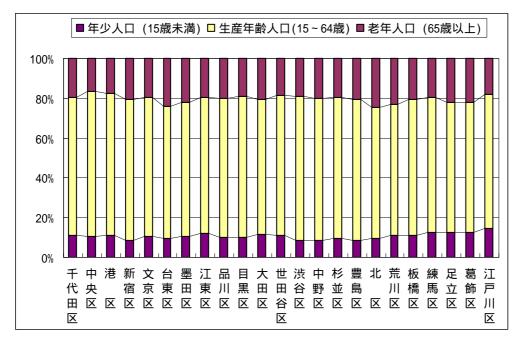
「新宿区外国人登録者の町長別世帯数及び男女別人口」(新宿区)より作成

東京都区部 外国人登録者数及び比率 (平成22年1月1日現在)



「住民基本台帳による世帯と人口」(東京都)より作成

東京都区部 年齢別人口構成比 (平成22年1月1日現在)



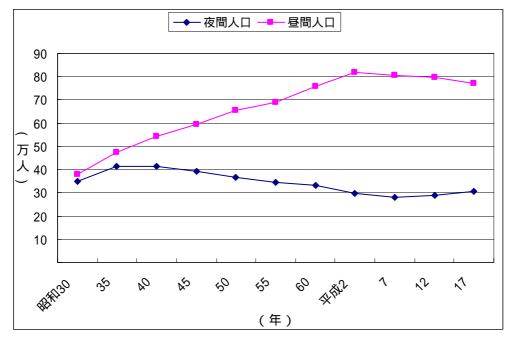
「住民基本台帳による東京都の世帯と人口(町丁別・年齢別)」(東京都)より作成

昼間人口及び就業者,通学者数 (平成17年10月1日現在)

			昼間人口	うち就	業者	うち通	うち通学者	
			総数(人)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	
東	京	都	14,977,580	8,205,300	54.8	1,729,370	11.5	
X		部	11,284,699	6,693,665	59.3	1,154,212	10.2	
千	代田	X	853,382	755,057	88.4	82,591	9.7	
中	央	X	647,733	595,546	91.9	9,203	1.4	
港		X	908,940	766,591	84.3	46,622	5.1	
新	宿	\overline{X}	770,094	538,949	70.0	97,824	12.7	
渋	谷	X	542,803	390,276	71.9	60,777	11.2	

「国勢調査 東京都の昼間人口 平成 17年」(東京都)より作成

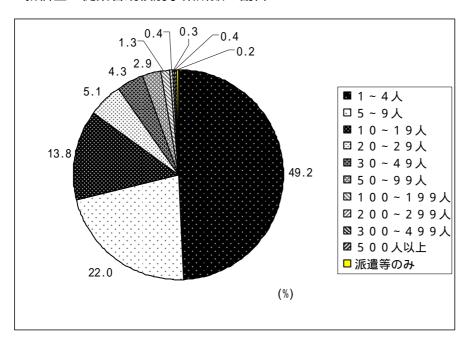
新宿区 夜間人口及び昼間人口の推移



「新宿区の夜間人口および昼間人口の推移」(新宿区)より作成

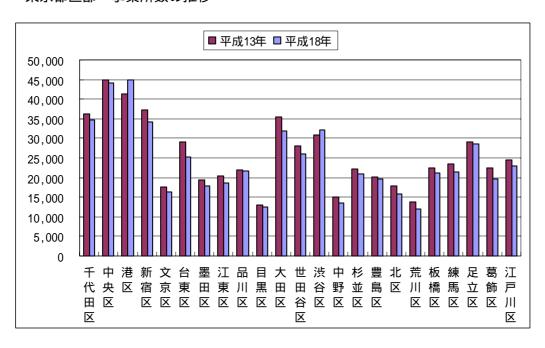
第2章 2

新宿区 従業者規模別事業所数の割合



「18 年事業所・企業統計調査報告」(東京都)より作成

東京都区部 事業所数の推移



「平成 13 年,18 年事業所・企業統計調査報告」(東京都)より作成

産業別事業所数構成比の比較

	新宿区	全国	東京都	東京区部
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
農林水産業	0.0%	0.4%	0.1%	0.0%
鉱業	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%
建設業	3.7%	9.3%	6.2%	5.5%
製造業	5.2%	9.3%	9.1%	9.8%
電気・ガス・熱供給・水道業	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%
情報通信業	5.9%	1.0%	3.1%	3.5%
運輸業	1.0%	2.2%	3.0%	3.3%
卸売・小売業	19.0%	27.1%	25.5%	25.5%
金融・保険業	1.8%	1.4%	1.4%	1.5%
不動産業	9.9%	5.4%	7.5%	7.6%
飲食店・宿泊業	21.4%	13.3%	14.6%	14.7%
医療・福祉	4.5%	5.9%	5.8%	5.3%
教育・学習支援業	2.5%	3.9%	2.9%	2.5%
複合サービス事業	0.3%	0.8%	0.4%	0.4%
サービス業 (他に分類されないもの)	24.5%	18.9%	19.9%	20.3%
公務(他に分類されないもの)	0.2%	0.7%	0.3%	0.2%

[「]平成 18 年事業所・企業統計調査報告」(東京都)より作成

東京都区部 卸売業事業所数及び従業者数 (上位 10 区)

事業	美所数	従業	美者数
東京都	47,270	東京都	778,118
区部	41,921	区部	561,786
中央区	7,240	中央区	161,568
台東区	4,160	港区	111,012
千代田区	3,627	千代田区	98,614
港区	3,196	台東区	49,832
墨田区	2,084	品川区	38,099
渋谷区	1,906	渋谷区	37,634
大田区	1,903	新宿区	34,580
足立区	1,734	大田区	28,747
江東区	1,572	江東区	27,708
新宿区	1,559	墨田区	23,088

東京都区部 小売業事業所数及び従業者数 東京都区部 小売業年間商品販売額 (上位10区)

事業	美所数	従業	養者数
東京都	102,695	東京都	778,118
区部	77,302	区部	561,786
世田谷区	5,470	世田谷区	38,062
大田区	5,044	新宿区	37,476
足立区	4,769	渋谷区	36,555
渋谷区	3,989	大田区	31,971
杉並区	3,967	足立区	31,907
江戸川区	3,775	中央区	31,188
新宿区	3,735	港区	30,957
台東区	3,652	練馬区	27,244
練馬区	3,633	江戸川区	27,050
港区	3,593	千代田区	25,785

(上位 10区)

地域	金額(百万円)	構成比(%)
東京都	17,278,905	100.0
区部	13,323,804	77.1
中央区	1,473,042	8.5
新宿区	1,349,297	7.8
渋谷区	1,145,343	6.6
千代田区	890,130	5.2
豊島区	772,762	4.5
世田谷区	736,143	4.3
港区	720,730	4.2
足立区	599,776	3.5
大田区	590,658	3.4
江東区	515,381	3.0

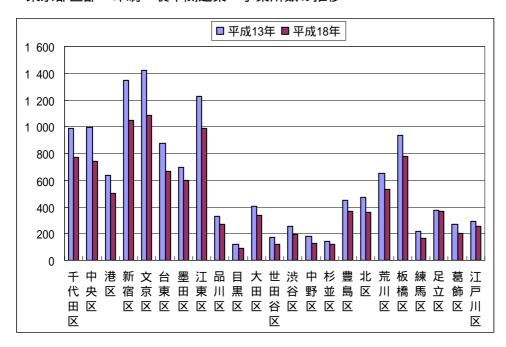
東京都区部 大規模小売店舗数 (上位 10区)

(<u>— i— i — j</u>				
地域	事業所数	構成比(%)		
東京都	1,285	100.0		
区部	835	65.0		
新宿区	66	5.1		
千代田区	60	4.7		
渋谷区	58	4.5		
港区	57	4.4		
足立区	56	4.4		
世田谷区	52	4.0		
練馬区	52	4.0		
江戸川区	50	3.9		
江東区	42	3.3		
中央区	39	3.0		

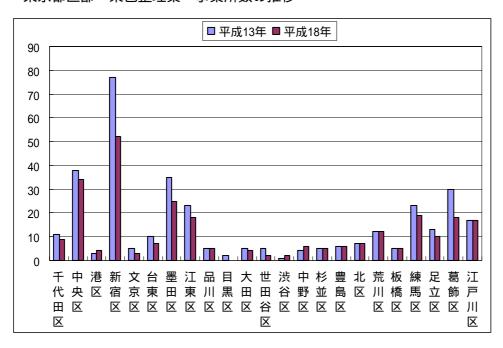
[「]平成 19 年商業統計調査報告」(東京都)より作成

第2章 2 地場産業

東京都区部 印刷・製本関連業 事業所数の推移



東京都区部 染色整理業 事業所数の推移



「平成 13,18 年事業所・企業統計調査報告」(東京都)より作成

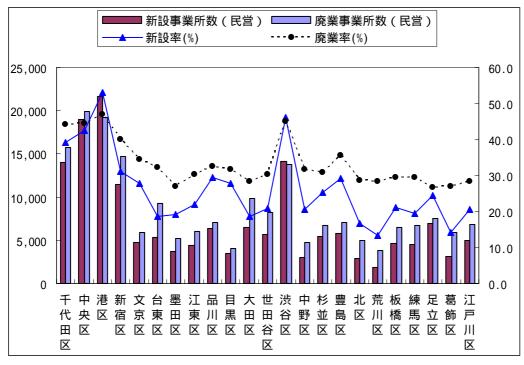
第2章 5

事業所数,增減数,增減率

			事業	所数	増減数	増減率
			平成13年	平成18年	≯目 //%, 女X	(%)
東	京	都	724,769	690,556	-34,213	-4.7
X		部	587,024	557,107	-29,917	-5.1
千	代田	X	36,104	34,768	-1,336	-3.7
中	央	X	44,977	44,094	-883	-2.0
港		X	41,301	44,916	3,615	8.8
新	宿	X	37,260	34,297	-2,963	-8.0
渋	谷	X	30,976	32,226	1,250	4.0

「平成 13,18 年事業所・企業統計調査報告」(東京都)より作成

東京都区部 新設及び廃業事業所数,率



「平成 18 年事業所・企業統計調査報告」(総務省)より作成

新宿区 産業大分類 事業所数,増減数及び増減率

産業大分類	事業	所数	増減数	増減率 (%)	
连来八刀 _积	平成13年	平成18年	^上 曰 //以 女X		
全産業	37,260	34,297	-2,963	-8.0	
農業	4	4	0	0.0	
林業	3	1	-2	-66.7	
漁業	0	0	0	0.0	
鉱業	6	3	-3	-50.0	
建設業	1,422	1,273	-149	-10.5	
製造業	2,204	1,785	-419	-19.0	
電気・ガス・熱供給・水道業	22	21	-1	-4.5	
情報通信業	1,889	2,024	135	7.1	
運輸業	330	359	29	8.8	
卸売・小売業	7,438	6,504	-934	-12.6	
金融・保険業	797	613	-184	-23.1	
不動産業	3,642	3,385	-257	-7.1	
飲食店,宿泊業	7,912	7,325	-587	-7.4	
医療 , 福祉	1,400	1,538	138	9.9	
教育,学習支援業	842	868	26	3.1	
複合サービス業	120	109	-11	-9.2	
サービス業 (他に分類されないもの)	9,154	8,409	-745	-8.1	
公務(他に分類されないもの)	75	76	1	1.3	

「平成 13,18 年事業所・企業統計調査報告」(東京都)より作成

新宿区 産業分類別 生鮮三品事業所数

	平成14年	平成19年	増減数	増減率(%)
食肉小売業	46	29	-17	-37.0
鮮魚小売業	36	24	-12	-33.3
野菜・果実小売業	102	61	-41	-40.2

「平成 14,19 年 商業統計調査」(東京都)より作成

第3章 4 (1)

東京都区部 学校数,学生数(上位5区)

大学・短期大学			専修学校・各種学校								
学村	交数	学生	上数	学校数		学生数					
千代田区	27	千代田区	104,125	新	宿	X	84	新	宿	$\overline{\times}$	27,284
新 宿 区	19	世田谷区	78,439	渋	谷	X	56	渋	谷	X	23,848
世田谷区	17	新 宿 区	69,271	豊	島	X	49	千	代田	X	16,851
文 京 区	16	文 京 区	67,378	千	代田	X	42	豊	島	X	14,437
港区	15	豊島区	35,613	中	野	X	28	大	田	X	7,818

平成21年5月1日現在。大学は一部学部等が所在する場合も含む。

[「]平成 21 年度学校基本調査報告」(東京都)より作成